

滋賀県協同農業普及事業の基本的な仕組み（令和5年度）

○国で策定された食料・農業・農村基本計画に基づく施策の方向を踏まえるとともに、本県農政の「滋賀県農業・水産業基本計画」の実現を目指し、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき普及指導活動を推進する。

協同農業普及事業の運営に関する指針

農林水産省

試験研究
独立行政法人

滋賀県

交付金の交付、資格試験、
研修、連携体制構築 等

事業方針の共有

研究成果
の提供

試験研究
要望

滋賀県農業・水産業基本計画

滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針

農業大学校
(7人)

配置

普及指導員等
106人
(うち農業革新支援専門員 17人)

配置

農業技術振興センター
(農業革新支援センター)
農業革新支援部(8人)
県庁みらいの農業振興課(2人)
(全員、農業革新支援専門員)

配置

研修教育

連携

農業普及指導センター
(7ヶ所、89人)
(うち農業革新支援専門員 7人)

連携

連携・協力・役割分担

技術・経営指導
新規就農支援

技術開発ニーズ・
政策要望

農業者・就農希望者等

農業者支援

市町・農業協同組合等